

# 障がいを理由とする差別の解消に取り組む 木曾圏域障害者差別解消支援地域協議会 が平成29年11月に設置されました

## 障害者差別解消地域協議会とは？

障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取り組みを進めるため、木曾圏域内に設置されました。関係機関で構成される協議会では、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として差別の解消に向けた主体的な取り組みが行われます。

## 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が障害者差別にあたります。例えば...

視覚障がいがある人が旅行に行こうとしたら、盲導犬を連れていくことを理由に利用を断られた。



聴覚障がいがある人が説明会やシンポジウム等での要約筆記を依頼したが拒まれた。



お困りごとがあった場合は、まず各町村にご相談ください。



# 相談から解決までの流れ

差別を感じたら



相談

報告

調整・解決したことの報告

まず 町村窓口 にご相談ください

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する相談など町村で問題解決に向けた調整を行います。

より多くの方の意見が必要と町村で判断した場合に障害者差別解消支援地域協議会を開催します。

## 木曽圏域障害者差別解消支援地域協議会

自立支援協議会運営委員、オブザーバー（弁護士など）  
木曽圏域自立支援協議会権利擁護部会代表、町村の担当者

- ①問題の整理 … 問題の原因についてより詳しく把握します。
- ②問題の共有 … 協議会内で共有して精査します。
- ③問題の解決 … 多方面からの意見を参考にして問題解決に向けた相談や調整を行います。

★ 相談内容は匿名化され、秘密は固く守られます ★



【お問合せ先】

南木曽町 福祉係 57-2001  
上松町 福祉係 52-5550  
王滝村 福祉係 48-3155

お住まいの町村へ

大桑村 福祉係 55-4022  
木曽町 福祉係 22-4035  
木祖村 福祉係 36-2001